

申7号「労使間の取扱いに関する協約の改訂」に関する申し入れ

**「労働条件に関する協約」については
変更・破棄はありません!!**

8月29日、会社から「労使間の取扱いに関する協約の改訂」の通知を受け、9月7日に申7号として「12項目」を申し入れ、9月12日に団体交渉を行いました。12項目すべての議論が終了したため、今後、速やかに協約締結(期間:2018年10月1日~2021年9月30日まで)に向けて、整理していきます。

交渉の冒頭で今回の協約の改訂は、

「組合活動を規制する主旨ではない」ことを確認!!

【労働協約には様々な種類がある!!】今回会社から改訂をしたいと通知がきたのは「労使間の取扱いに関する協約」です。この協約は、「労使間協議」や「便宜供与」「紛争処理」など、労使間のルールを決めたものです。

労働組合が結ぶ労働協約が働く人を守る!

J R 東労組の大切さを職場で議論しよう

**安心して働きがいのある職場をつくるために
職場から議論をつくりだそう!!**